少ない掛金で思いやりをカタチに!

全たばこ生協の



総合共済

総合(慶弔)共済

特 徴

万一の不幸があったときに、見舞金をおくったり、退職される先輩方には餞別金やお子さまの出生にお祝い金を支払う、たばこ産業に働くみなさんの連帯、きずなを強くする「助け合い」の制度です。

ご加入いただける方

■現職の組合員の方

掛金

■夏期・年末一時金より3,000円を控除します。(月あたりの掛金500円)

※中途加入の場合は、発効月から6月または12月までの掛金を賃金にて控除し、以降一時金からとなります。

保障の内容

死亡弔慰金	共済契約者が死亡		500,000円
	共済契約者の配偶者が死亡		150,000円
	共済契約者の子が死亡		20,000円
	共済契約者の親が死亡		20,000円
住宅災害見舞金 火災等	全焼・全壊	損害の程度　70%以上	1,000,000円
	半焼・半壊	損害の程度　50%以上	900,000円
		損害の程度　30%以上	700,000円
		損害の程度　20%以上	500,000円
	一部焼・一部壊	損害の程度　10%以上	300,000円
		損害の程度　5%以上	200,000円
		損害の程度　5%未満	50,000円以内
住宅災害見舞金 自然災害 風水害等	全壊・流失	損害の程度　70%以上	300,000円
	半壊	損害の程度　20%以上	150,000円
	一部壊	損害額100万円超	30,000円
		損害額20万円超～100万円以下	10,000円
	床上浸水	全床面の50%以上 150㎝以上	150,000円
		⟨	⟨
		全床面の50%未満 100㎝未満	10,000円
住宅災害見舞金 自然災害 地震等	全壊・流失	損害の程度　70%以上	200,000円
	大規模半壊	損害の程度　50%以上	120,000円
	半壊	損害の程度　20%以上	100,000円
	一部壊	損害額20万円超	20,000円
傷病見舞金	共済契約者が14日以上連続して休業		10,000円
結婚祝金	共済契約者が結婚		20,000円
出生祝金	共済契約者の子が出生		10,000円
退職餞別金	共済契約者が3年以上勤務し退職		10,000円

共済の対象となる人と住宅

1　死亡弔慰金

◆契約者(組合員)
◆契約者の配偶者(内縁も含む)
◆契約者の子ども(妊娠7ヵ月以上の死産を含む)

「子ども」とは、契約者の
❶実子　❷養子
❸養子縁組はしていないが、事実上親子同然の事情にある子(継子)
❹上記❶❷❸の配偶者

◆契約者の親

「親」とは、
❶実父母　❷義父母
❸養父母(実父母がいる場合でも同様)
❹継父母(実父母がいる場合でも同様)

2　住宅災害見舞金

◆対象となる住居は、原則として自家・借家を問わず現に居住している建物ですが、次の場合は契約者の選択によって、いずれかが対象となります。

■契約者が現在居住している建物
■契約者が居住していない建物であっても契約者と生計を一にする被共済者の親族が居住している建物(単身赴任の場合)
※上記いずれか1ヵ所が対象となります。



共済金の支払認定

1　死亡弔慰金

■死因を問わず、全て支払対象になります。

2　住宅災害見舞金

■火災による損害

共済の目的としている住居の建物が、火災・破裂・爆発・航空機の墜落・車両の衝突・その他の不慮の人為的災害・落雷により損害を被った場合

❶その他の不慮の人為的災害とは
❶建物外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊による損壊
❷同一の建物の他人の居室で生じた不測かつ突発的な事故に伴う、漏水・放水・溢水による水ぬれ損害
❸給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故に伴う、漏水・放水・溢水による水ぬれ損害
※ただし、共済の目的に存在する欠陥または腐蝕、さび、かび、虫害、その他の自然の消耗等に起因する損害は対象となりません。
❹その他の突発的な第三者の直接加害行為で、損害額が5万円以上のもの

❷火災等による損害には、消防または避難に必要な処分を含みます。
◆全焼・全壊……建物の延面積の70%以上損害があった場合
◆半焼・半壊……建物の延面積の20%以上70%未満の損害があった場合
◆一部焼・一部壊…建物および家財に、2千円以上の損害があり、損害割合が20%未満の場合(損害の程度が5%未満の場合は5万円か実損額のいずれか少ない額)

■自然災害による損害

共済の目的としている住居の建物が、自然災害(落雷を除く)により、損害を被った場合

■自然災害とは
❶風水害等　暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩れ、降雪、降ひょうをいいます。
❷地震等　地震、津波、噴火をいいます。

	風水害等	地震等
◆全壊・流失	建物の70%以上を損壊または流失した場合。	建物の70%以上を焼失、損壊、埋没、流失した場合。
◆大規模半壊		建物の50%以上70%未満を焼失、損壊、埋没、流失した場合。
◆半壊	建物の20%以上70%未満を損壊した場合。	建物の20%以上50%未満を焼失、損壊、埋没、流失した場合。
◆一部損壊	建物の損壊の額が20万円をこえる場合。	建物の焼失、損壊、埋没、流失による損害の額が20万円をこえる場合。
◆床上浸水	床面以上に浸水した場合。	

3　傷病見舞金

■共済契約者が傷病により、14日以上連続して休業された場合
※再休業の場合は、出勤後90日を超えて14日以上休業された場合(同一の傷病か異なる傷病かは問いません)

4　結婚祝金

■共済契約者が結婚された場合

5　出生祝金

■共済契約者に子どもが誕生した場合
双生児の場合は、出生2件として認定します。
※死産および生後14日以内で死亡された場合は、死亡弔慰金のみの支払いとなり、出生祝金の支払対象とはなりません。

6　退職餞別金

■共済契約者が3年以上勤務し、退職した場合
※総合共済を締結している団体への転籍の場合は、転籍先退職時に餞別金の支払いとなります。
※共済契約者が死亡により退職した場合は、死亡弔慰金のみの支払となり、退職餞別金の支払対象となりません。